

中播磨農福連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 人手・労力不足や後継者不足が課題となっている中播磨地域の農業者と、仕事を探している福祉事業所をシステムでマッチングし、農福連携の推進と地域交流の活性化を目的として、農業関係者、福祉事業所、行政等を構成員とした中播磨農福連携協議会（以下「協議会」という。）を設立する。

(活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 農業分野・福祉分野の地域別の現状・課題・潜在的なニーズ等の情報共有、対応方策を検討すること。
- (2) 「農福マッチングサイト」の活用方策を検討すること。
- (3) 農福連携の普及啓発の取組みを推進すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は事務局が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第5条 協議会に農福連携推進のための専門部会を置くことができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(旅費)

第7条 委員が協議会の職務を行うため、会議に出席し、又は旅行をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に基づく額とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

中播磨農福連携協議会

分野		所属	
委員	農業関係 (行政)	姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課	
		姫路市農林水産環境局農林水産部農業振興センター	
		市川町地域振興課	
		福崎町農林振興課	
		神河町農林政策課	
		姫路農林水産振興事務所	
		姫路農業改良普及センター	
	福祉関係 (行政)	姫路市健康福祉局福祉総務部 障害福祉課	
		市川町健康福祉課	
		福崎町福祉課	
		神河町健康福祉課	
		中播磨健康福祉事務所	
	農業関係団体 福祉関係団体	兵庫西農業協同組合営農経済部営農販売課	
		HANDS (中播磨地域の生産者の会)	
		姫路障害者就業・生活支援センター	
		姫路市社会福祉協議会	
		市川町社会福祉協議会	
		福崎町社会福祉協議会	
	神河町社会福祉協議会		
	アドバイザー・オブザーバー	専門家 関係機関	兵庫県立大学客員教授 豊田正博 [アドバイザー]
			(株)プラスリジョン代表取締役 福井佑実子 [アドバイザー]
農福連携技術支援者 [アドバイザー]			
姫路作業所連絡会 (ひめされん)			
兵庫県農林水産部農業経営課			
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課			
兵庫県教育委員会播磨西教育事務所			
公益社団法人ひょうご農林機構			
NPO法人兵庫セルフセンター			
中播磨県民センター県民躍動室			
中播磨健康福祉事務所福崎保健所			
事務局	姫路農林水産振興事務所 農政振興課		
	中播磨健康福祉事務所 企画課		
	夕雲舎株式會社		